

議 事 録	
会議名称：	第2回 水道審議会・下水道審議会 合同会議
日 時：	令和8年7月8日（水） 午前10時～11時10分
開催場所：	香南市役所 6階 604.605会議室
出席者：	水道審議会：野村会長、別役副会長、近森委員、濱崎委員 下水道審議会：清藤会長、福井副会長、別役委員、野村委員（欠席：椿委員） 行政各課長：総務課、建設課、農林水産課、商工観光課（欠席：企画財政課） （事務局：上下水道課 國松、山本、岡本）
議 事：	委嘱状の交付 視察研修の報告（議事録からは割愛） 水道料金改定に関する最終答申について（水道審議会委員のみ） 下水道使用料改定に関する最終答申について（下水道審議会委員のみ） その他（今後の取組、両審議会の一体化ほか） ≪音声データからの文字起こしで聞き取りづらい点が多かったため、発言主旨や内容が十分に反映されていない可能性がありますのでご了承ください≫ 『開会』 事務局 本日は、お忙しい中、香南市水道審議会及び下水道審議会にご出席頂きありがとうございます。上下水道課の國松です。本議題に入るまでの間、私が進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 まず、審議会委員の皆様におかれましては、委員を継続していただけるということで誠にありがとうございます。6月末で任期切れを迎え、本来でありましたら7月1日に市長から委嘱状をお渡しすべきでしたが、日程の都合がつかず、本日は皆様のお手元に委嘱状を置かせていただきました。市長に代わり、2年間の任期どうかよろしくお願いいたします。なお、会長及び副会長は後で互選いただくことといたします。 本日の出欠状況についてでございますが、各審議会委員10名に対しまして、水道審議会の出席者が9名、下水道審議会の出席者が8名で、各審議会条例で定められた委員の過半数の出席を満たしておりますので、今会議が成立していることを報告いたします。 さて、今回の審議会ですが、水道、下水道それぞれの審議会において、前回5月19日に手交した諮問書に対する答申内容を確認し、答申書をいただくことが主題となりますが、先週、両審議会合同で、経営安定化に向けた取組や震災対応に関して視察研修を行いましたので、その報告を兼ねて合同開催とさせていただきます。本日の流れですが、まず視察研修報告を行い、その後に水道審議会、下水道審議会の順に議事を行うこととし、議事に入るまでは私が進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 では、視察研修報告についてですが、参加委員から順に報告いただき、最後に質問があればお聞きいただくことにいたします。では、野村会長からお願いします。 『研修報告（委員4名、事務局）』 事務局 発表頂きました委員の皆様ありがとうございました。報告は以上になりますけど、質問とかございますでしょうか。

『水道審議会の審議（会長・副会長互選）』

事務局 なければ、ここから、水道審議会の議事に移りますが、意見等発言は水道審議会の委員に限らせていただきます。下水の委員さんは少し傍観傍聴をお願いいたします。
議事に入る前に、今回の任期ですが7月から2年間、新たな委嘱ということになりますので、会長と副会長を互選いただきたいと思います。いかがいたしましょうか。

委員 留任でお願いします。

事務局 他の方は大丈夫ですか。

委員 もっと若い人に代わっていただけたらありがたい。

事務局 濱崎委員からは留任、別役委員からは副会長をもう少し若い方へのことですが、そこは年齢性別関係ございませんので、市民代表5人の委員さんで互選で決めていただきたい。

委員 留任で。

事務局 留任ということでしたら、会長は野村委員、副会長は別役委員となりますが、野村委員、別役委員よろしいでしょうか。

委員 はい。

『水道審議会の審議（水道料金改定に関する最終答申）』

事務局 それでは留任ということでよろしくをお願いします。野村会長進行よろしくをお願いします。

水道会長 水道料金改定に関する諮問への答申についてが議題となりますが、事務局の補足説明等がありますか。

事務局 はい、事務局の方から説明をさせていただきます。使用する資料は第2回水道審議会資料、水道料金の改定についてというホッチキスで止められた4枚刷りの資料になります。今回の資料は、前回第1回資料と内容的には変わっておりませんので、特段のご説明の必要はないかと思われませんが、料金改定案を最終案のみとして記載をしております。次ページの給水条例改正案新旧比較についてですが、上段に現行条例（青文字の部分）、下段に新旧の案を載せてございます。メーター使用料金、新設分担金は、今回改定はございません。参考資料としまして最終ページに県内他市の新設分担金一覧表を添付しております。
次ページの料金収入額のシミュレーションについてですが、最終案のみで記載してございます。一番下段にございます給水収益のシミュレーション、最終案では25.76%増の1億1858万5111円の増加見込となっております。次ページはちょっと字が小さいので、別紙にA3で2枚、グラフをつけています。1枚目が0㎡から30㎡までを今回1㎡刻みでお示しております。2枚目は0から100㎡までを10㎡刻みでお示しております。比較表内の赤文字で示してあるものが最終案、グラフでは赤線が最終案となっております。
次ページをお願いします。県内他市の水道料金一覧表となっております。こちら前回資料とほとんど変わっておりません。香南市につきましては、最終案を黄色で塗ってお示しております。資料の説明としては簡単ではございますが以上となります。よろしくお願いたします。

水道会長 以上、ご説明がありましたがお質問等ございますか。よろしいでしょうか。答申書について。諮問に対する答申についてという文書の内容について、見ていただきたい。我々は水道審議会の委員でございまして、議決機関ではありませんので、こう思うとか、こういうふうにしたからいいだろうというようなことで、決定した文言にはできませんので了承いただきたいと思います。

水道会長 なお付帯意見についても同じことでございまして、普通の議会であれば、料金改定について市民に対してわかりやすく丁寧に説明を行うこととズバリ言えるんですが、先ほど言ったようにそういう組織でございせんので、文末は「されたい」というような文言にすべてなっております。「丁寧な説明を行われたい」など。他も見ておいていただきたい。最終的な決定は下水が済んでから両方一緒に決をとりたいと思いますがよろしいですか。

事務局 いや、上水は上水だけで決定いただきたいです。

水道会長 執行部から上水だけで決をとってくれということでございますので、上水の方はこのまま答申してよろしゅうございますかね。

委員 はい。

事務局 そしたら確認ですけどお手元にお配りしております、先程、野村会長が説明された答申書、意見としてはこちらが諮問した内容に対することへの回答として妥当と考えるということでした。また付帯意見につきましても5点。今まで審議会で話されたことだと思いますので、それを明確にするということで答申書の意見としてつけておられます。これを受理して、市長にお回しするようにいたしますので、上水の方は以上の答申をいただきます。

『下水道審議会の審議（会長・副会長互選）』

では、ここから、下水道審議会の議事に移りますが、意見等発言は下水道審議会の委員に限らせていただきます。また、議事に入る前に会長と副会長を互選いただきたいのですが、いかがいたしましょうか。

委員 会長は清藤さんに引き継いでいただきたいと思います。福井さんも副会長で。

事務局 はい。それでは確認します。会長は清藤委員、副会長は福井委員ということでよろしくお願いいたします。では、清藤会長、進行の方よろしくお願いいたします。

『下水道審議会の審議（下水道使用料改定に関する最終答申）』

下水会長 椿委員が欠席ということですが議事を進めさせていただきたいと思います。下水道使用料改定に関する諮問への答申についてということで事務局、補足説明をお願いします。

事務局 はい。資料は4ページあります。両面で2枚、一番上に下水道審査委員の皆様へという書き出しのあるもの、先日お送りさせていただいた資料の通りです。それからお断りになりますが、会案内の送付後、6月20日付で送ったC案D案という資料がございましたけど考え方に誤りがありましたのでそれは参考にせず破棄していただけたらと思います。

それでは、資料は、6月12日付けで送付しましたA案、B案が載った資料になります。1ページには5月19日の審議会での「案5-1を基本的な考えとして、せっかく改定するなら、より多くの方が対象になる11～30㎡の単価を少し上げる試算ができないか」との意見を受け、5-1に対して、A案は5円増、B案は10円増と設定し赤字で示しています。

2ページ目ですが、表を見ていただくと、使用水量20㎡でA案は50円の差、B案は100円の差。30㎡以上ではA案は100円の差、B案は200円の差となり、順にグラフの方も推移していくような形になっております。他市との比較では平均より若干上回る水準というのが確認できると思います。3ページですが、今回の改定目標である国交省事業の優先採択要件、公共下水道使用料単価150円はどれもクリアし、要件として示されていない農水省管轄の農集排水も概ね150円となっています。

事務局	最後の4ページですが、上から1つ目、2つ目の表内の赤字部分、11～30㎡の単価増に伴い改定率が高まっています。これにより、下の端の表を見ていただきたいのですが、太字部分、改定案5-1は現行より22.1%増、3066万円の増収、下水と農集排合わせて1億6923万円が見込まれます。それに対しA案ではもう少し高まりまして、現行より全体で23.4%増、5-1より更に180万円の増収が見込まれます。同様にB案では現行より24.7%増、5-1より更に362万円の増収が見込まれます。以上、補足説明を参考に、本日、答申書の別紙、新下水道使用料表の額の決定をお願いいたします。説明は以上です。
下水会長	はい。前回の諮問の時に配られた、AとBとかがあったんですかね。そのあとで、送ってもらうたのは破棄してくださいってということで皆さんよろしいでしょうか。
委員	いいですけど、その理由は何。31㎡から50㎡が160円のままだと改定率が14%ですが、それを170円にしたら改定率が順に上がって良いように思ったんですがやめた理由は。
事務局	改定率というよりは、現状の1㎡当たりの単価を見たときにその伸びあがりがちちょっといびつな格好になりましたので好ましくないと。傾斜配分が保たれていないというところでその資料の破棄をお願いさせていただきます。
下水会長	グラフがいびつになっていたということで取りやめたと。今の、5-1、A、Bの選択ということで。
委員	それと、この一番高いところ、270円になる部分は高過ぎはしないんですかね。右の端、水道をいっぱい使う部分。
事務局	そこの判断は、皆さんにも考えていただきたいところなんです。
委員	この間、自衛隊の宿舎を見学させてもらったときに、上に風呂もあって、ここでお風呂みんな入ったら、結構水も使うだろうなあと想像して。これが今までの倍ぐらいの値段になるっていうと払う方は大変かなと思って。
下水会長	前回、それを払うところ、大体どういう施設が該当かみたいな話をしました。支払いしてくれそうなところ。
委員	家庭で20㎡使ってそれが10円上がっても、そんなに値上がりしませんけど、いっぱい使っているところが100円上がったら支払うときにはすごく多くなるんで、もし自分が事業者やったら嫌だなあと思ったのでちょっと今質問しました。
事務局	前回の審議会でも確か申し上げたと思うんですけど、100㎡以上っていうところは、個人さんは本当に少なくなって参ります。大口のところっていうのは大型店舗であったり、先程言われた自衛隊とかになります。確かに視察でも感じたのは、個人とそれから産業も守るっていうところで、その大口の商業者や工場とかにも配慮している現状も勉強できたんですけど、今回、香南市についてはそれであってもそれほど高くないのではないかと、高知市と比べても低い状態。そこの部分の方にはちょっと負担を余計強いことにはなりますけど、全体のバランスのことを考えこれで作らせていただきました。また審議会の方でもう少し安くということでありましたら、トータルとしての金額にも影響してきますので、そこのところの判断は審議会でもとめていただきたいところです。

下水会長	前回の、そもそもの諮問ってところの表は、新料金の2と5-1とあって、5-1の方にしたわけですけど、審議会をやる中でもう少し、この11㎡から30㎡までの方を上げてみるシミュレーションはどうかという意見が出て、ABの案が出たというように記憶しております。また今後も水道、下水道も見直しをこれからもずっとしていかなといかん、継続的にしていくということで、今5-1、A、Bですけど、5-1でいいかと思いますし、上げても5円位ではないかと思います。議長がこんなに言われんかもしれんですけど。
委員	5-1のBはいやや。
下水会長	また見直しを、この後答申の方でもありますけど、これからは見直しをしっかりとしないかんということで、今ここで精一杯上げなくてもというか、適正にその都度の流れで上げていくんだったら5-1でもいいかと思います。一応検討してもらったんですけどいかがでしょう。最初の諮問で5-1のAとかBとかいうのは入っていない。別表いずれかで決定するとかというような文言もありましたので5-1ということで構いませんか。
委員	はい。
下水会長	そしたら、4名の方の合意がえられたところを確認をしましたので、料金改定は5-1でいきたいと思います。それと答申案。こちらの文章は上水、野村会長がいろいろと研究して下さったみたいでその辺をベースにさせていただいております。そういうような書き方で、夜須町の料金改定、上から3行目ぐらいですけど、その統一以外改定されていないということや物価高騰なども書いて、付帯意見も野村さんの方に合わせていただきました。それと付帯意見の2番、今後、令和5年2月に見直された香南市污水处理整備構想、県で5年に1回ぐらい見直しをしているが、その前段に市でも見直しをしており、統廃合や適正化とか不明水対策、今現在進められていますけども、その辺の維持管理、軽減も行っていただきたい。あと、地震対応ということの迅速な対応、人材の育成、これも同じような文言をここへ書かせていただく。 それと4番、これも同じですけど水道審議会と下水道審議会を一体化して効率的な審議を行われたい。5番については下水道料金の改定が急激な負担増にならんよう、毎年度審議会を開催して今状態がどうなっているのか委員の皆様判断してもらって、概ね4年から5年をめどに見直し検討を行うっていうような、若干上水とは変わってますけど、そういうような言葉にさせていただいております。以上が諮問に対する答申の案でございますけど、これについて、委員の皆様、ご意見どうでしょうか。野村さんの案をだいたい参考にさせていただきましたけど。
委員	5番の4年から5年、水道の方は4年っていうふうに限定してましたけど、なんか理由は。
下水会長	4年っていうところ、下水道は県の生活排水処理構想というのがあって、これを見直すタイミングで5年というような数字があったんで、自分的には4年から5年とか県が市町村に言う大きな見直し時期に、特に上げていかないかんというようなこともあるしっていうことで、5年の文言を入れてもらいました。よろしいですか。
事務局	この答申書に合わせて、別表の料金とすることが妥当と考えるという部分ですが、両面印刷した条例を明記した部分がございます。公共下水道条例と裏面が農集排施設使用料条例。赤い部分が改正の部分になります。料金の部分については表内の青い部分が現行で、赤いところが今5-1からBとなっていますけど、先ほど採用した5-1だけにして整えさせていただきます。5-1とかも除けて新旧だけにします。

下水会長 これでも使用料単価150円はクリアするという。要件は公共下水だけに関してのことになりますので。農集排は149.2円、大目にみてください。以上が審議になります、市長に出させていただく形になりますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

『水道審議会・下水道審議会の審議（今後の取組、両審議会の一体化、最終答申文言確認）』

事務局 それでは上水下水道とも答申書が確定いたしました。これについては市長にお渡しさせていただきます。昨年来ご検討いただき本当にありがとうございました。なお、この答申書につきましては、ホームページへの掲載とあわせ、この改定内容については本日午後のまちづくり評議会ですら簡単に説明させていただきます。また明日の当行政改革推進委員会の中でもお伝えさせていただくこととさせていただきます。

今後についてですが、8月の17日から21日まで、月曜から金曜ですが、5日間連続で各町で説明会を開催させていただきます。場所や日程は押さえておりますが、その案内につきましては8月広報で、日程の他、現状と料金改定に向けた目標設定の考え方などを1ページ使って啓発するという予定でございます。

料金改定につきましては条例改正を要しますので、9月議会の方に議案を提出し、可決いただきましたら、市民周知に全力を注ぐということになります。広報12月号、見開き記事として制度を掲載させていただき、それから水道下水、使用者の方へは、手紙を2回郵送すると。また、水道検針票の方には料金改定があるということ、レシート裏面になりますけど、そういう記載をさせていただこうかと考えております。

それと、その他としてもう1点、答申にも関わることですが、審議会の一体化について両方の審議会から出されております。また議員さんの方からもそういう意見をいただいたりもしておりました。ただ改定のことでバタバタしますし、今回委嘱させていただいたばかりですので、秋以降に両会長の方にご相談させていただきながら、条例改正も必要になってきますし、またそれを含めた形で、会長の意見を聞いた後で他の委員さんにも声を聞かせていただくということで対応していきたいと考えております。事務局からは以上になります。

委員 すみません。もう審議が終了した部分で申し訳ないですけど答申書の内容のところ、先ほど9月議会で条例を出してっていう話があったのであれば、この答申書の中に、それぞれ水道も下水も、条例が改正され施行される令和9年4月1日以降っていうところが、まだ何も確定されてない状態で、改正され施行される9年4月1日っていうのがもう決まったかのような書き方になっている。ホームページに出すときなんかにも、まだ議決もしてないのになるんじゃないかなと思ったので、そこだけ、何の改正を行いとか、そこをざっくり除けて、時期については令和9年4月1日以降としてもいいのかなと。当然それに向けて、手前に条例改正は手続きするのは当たり前のことなので、この条例改正が施行され、改正され施行されるっていうその条例の部分はのけてもいいのかなと感じたので、終わってからですけども意見として言わせてもらいました。そう自分は感じたのでまた諮っていただけたらと思います。

事務局 それではまた、下から4行目のところ、また、新水道料金が反映される時期については、令和9年4月1日以降とし、というふうなつながりで。下水の方も同様になりますけど。審議会長いかがでしょうか。

水道会長	これは行政側で細かい部分的なことが全然情報交換が行われていない。俺も答申するときに確認したらこれでということで妥当と考えるという文言に変えたわけ。行政側でそのあたりをもっと練らないと。
委員	だから、来年の4月1日以降っていうのは変わらずということで、その手前の言い方を変えるだけでいいんですよね。手続きをした上でこれにします、みたいな感じでね。
事務局	あと、先ほど言われました答申のところで、もう施行されるとかっていうところについては除けるように、条例改正案の方、両方ともちょっと除けた形をとらせていただきます。また本来でありましたら、この答申のところ、前回の記録とかを読ませていただきますと、会長の印が座ったりしていましたのでまた相談をさせていただきたいです。
委員	いろいろな資料が整った時に、各会の会長が市長のところへ直接その諮問を持って行けばいいんじゃないの。行ってもらえたら。まだきちんとできてないので、作っていただいた上で、会長にお願いしたいです。
事務局	諮問書は1度これを出しておりますのでこのままに。答申書は正規の考え方というか、そういうところは除けて、審議会として出していただく内容ということで、先ほど言った改正を加えた上で整えます。その上でまた市長に直接手渡していただく対応を受けたいと思いますのでその調整はさせてください。よろしくお願いいたします。それでは本日の審議会は以上になりますが、他にご意見等はございませんでしょうか。
下水会長	一緒に統合という件、12月なり、3月なりに、これは議会で条例を変えるのか。
事務局	審議会の設置条例がございますので条例改正も必要になります。また併せて、今年は改定もあり、その時期も含めて相談させていただきたいと思います。いつからっていうことを今想定しておりませんので、よろしいでしょうか。では、長時間にわたりありがとうございました。また視察研修に行かれた方については大変だったと思います。ご報告もいただきありがとうございました。また今後もよろしくお願いいたします。